

佐賀市災害時要援護者避難支援対策事業

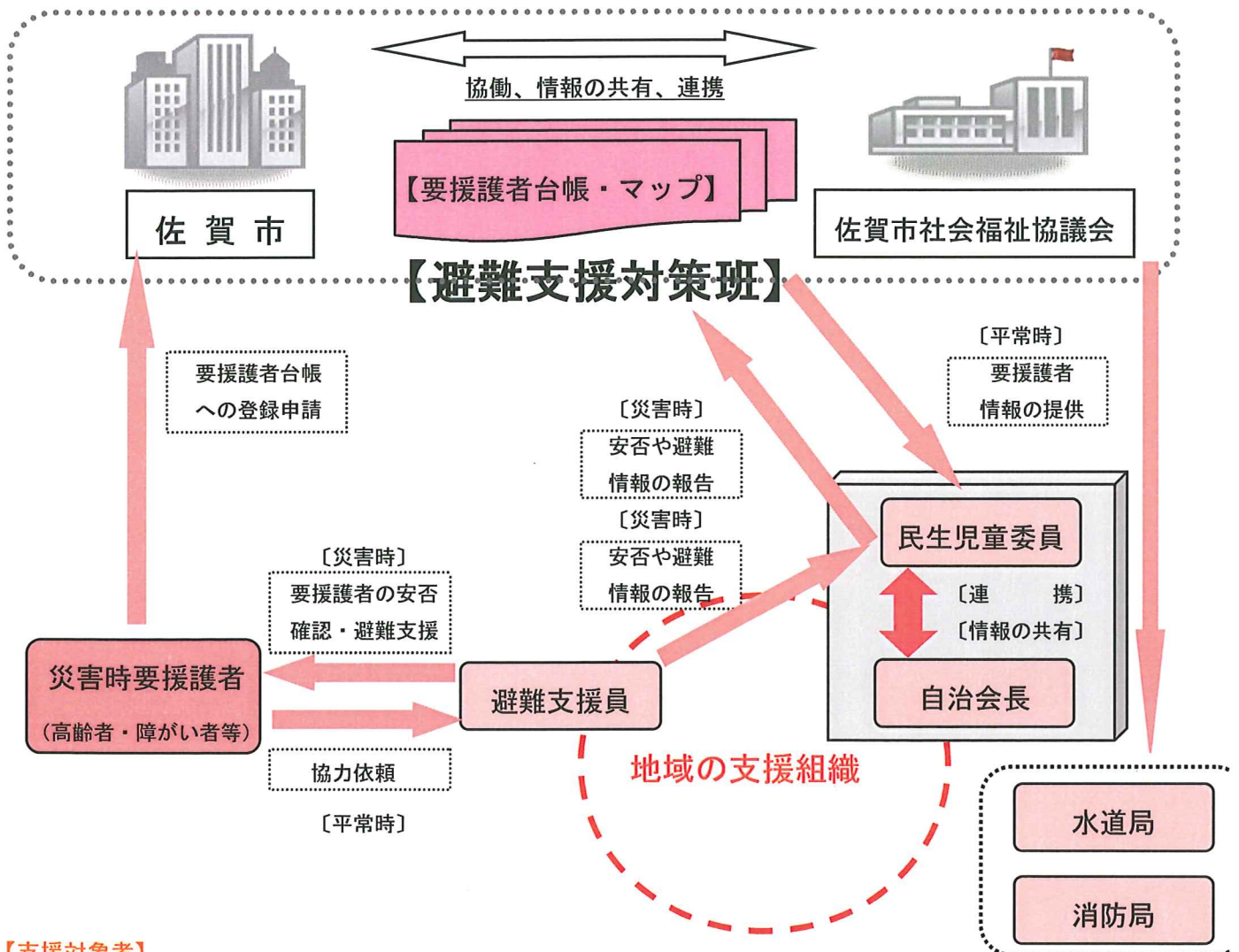
地震・風水害などの大規模な災害が発生した場合に、自力での避難が出来ない方や避難に支援を要する方などの「災害時要援護者」にとっては、地域における「共助」が必要となります。このため、佐賀市との協働により地域における支援の仕組みづくりを進めています。

「災害時要援護者台帳」に登録されると、支援をしてくれる地域の方たちによる情報の伝達や避難支援などが受けられます。

【事業内容】

佐賀市と佐賀市社会福祉協議会では、「災害時要援護者」の登録受付・情報管理を行い、佐賀市水道局、佐賀広域消防局、地域の自治会、民生委員・児童委員などと情報を共有し、「地域の共助」を活かして、日頃の見守りや災害時の安否確認・避難支援などに役立てます

【支援体系図】



【支援対象者】

原則として、自力避難ができない、又は時間を要する方で、家族などの援護が望めない在宅の方を対象としています。

- (1) ひとり暮らし高齢者
- (2) 高齢者のみの世帯員
- (3) 要介護3～5の方



(4) 身体障がい者〔身体障害者手帳・・・肢体（下肢・体幹）1～3級
視覚（視力）・聴覚1～3級の方〕

(5) 知的障がい者〔療育手帳・・・・・・・・A判定の方〕

(6) 精神障がい者〔精神保健福祉手帳・・・1級の方〕

(7) 難病患者、発達障がい者などで特に避難支援が必要な方

(8) 病気やケガなどにより特に避難支援が必要な方

※上記以外の方でも、避難支援が特に必要と思われる方は、登録することができます。

【登録】

高齢者の方は、お住まいの地区の民生委員にご相談ください。高齢者以外の方は直接、佐賀市もしくは社協にご相談ください。

◎対象者別登録受付窓口

①高齢者の方

市役所の高齢福祉課や各支所の保健福祉課の窓口及び社協で登録を受付けます。

②障がい者の方・難病患者の方

市役所の障がい福祉課や各支所の保健福祉課の窓口及び社協で登録を受付けます。

③そのほか（病気やケガなど）特に支援が必要な方

市役所の福祉総務課や各支所の保健福祉課の窓口及び社協で登録を受付けます

【その他留意点】

この支援の取り組みは、避難支援員や地域の方たちの助け合いによるものであり、支援を保障するものではありません。このため、日頃の心構えと災害への備えも忘れないようにしましょう。

【問い合わせ・相談窓口】

詳しくは、佐賀市役所及び社会福祉協議会窓口までお問い合わせください。

市役所 福祉総務課	40-7250
市役所 高齢福祉課	40-7253
市役所 障がい福祉課	40-7255
佐賀市社会福祉協議会 地域福祉課	32-6670